

令和元年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1、5、8

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

① 実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？	1
② 勤務形態一覧表に係る留意事項について	11
③ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて	12
④ 事業所の屋外でのサービスについて	14
⑤ 通所介護計画書の期間について.....	17
⑥ 通所介護計画書における見え消しでの訂正が可能なものについて、具体的にどういったものがあるか？	19

① 実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？

平成30年度は、実地指導を17件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	実地指導時の状況	指導内容
【運営規程・重要事項説明書】	<p>運営規程及び重要事項説明書について、内容に誤りや不十分な箇所があった。</p> <p>【重要事項説明書】</p> <p>①一部従業員の職務の内容について記載がない。</p> <p>②入浴介助加算にかかる記載がない。また、送迎を行わない場合の減算にかかる記載がない。</p> <p>③従業員の兼務状況が実態と異なっている。</p> <p>④食費について、昼食代(410円)及びおやつ代(100円)の料金を設定し利用者から徴収していたが、運営規程では、食費510円と記載されており、上記のようにおやつ代が昼食代と別に設定されている旨が明確ではなかった。</p> <p>⑤時間延長サービス体制について、現在の貴事業所のサービス提供時間では算定できないにも関わらず、当該加算にかかる記載があった。</p> <p>⑥8月13日から15日までは休業日とのことであるが、その記載がない。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程において、整合を図った上で誤っている箇所を訂正すること。なお、運営規程に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届け出ること。</p> <p>①人員基準で定める全ての従業員の職務の内容を記載すること。</p> <p>②利用料金については、貴事業所の利用にあたり想定される加算及び減算については、過不足なく記載すること。</p> <p>③運営規程における従業員の兼務状況の記載については定めがないことから、当該記載は不要であるが、記載する場合は、実態に即した内容とすること。</p> <p>④利用料金については、貴事業所が定めた実態に沿う金額を利用者に分かりやすい内容で記載のこと。</p> <p>⑤貴事業所の現在の運営体制で算定できない加算は削除するか、又は、サービス提供時間の見直し等により当該加算の算定要件に沿う体制に整えること。</p> <p>⑥8月13日から15日までは休業日となる旨を記載すること。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営規程・重要事項説明書】	<p>⑦基本報酬について、貴事業所のサービス提供時間(7時間10分)では算定できない算定区分(8時間以上9時間未満)の記載がある。</p> <p>⑧運営規程の概要の一部(緊急時における対応方法及びその他運営に関する重要事項)についての記載がない。</p> <p>⑨運営規程の概要の一部(事業の目的及び運営の方針並びにその他運営に関する重要事項)及び提供するサービスの第三者評価の実施状況にかかる記載がない。</p> <p>⑩サービス提供時間が現況と異なっている。</p> <p>⑪従業者の員数が運営規程と整合していない。</p> <p>⑫利用料金の支払いについて、「一定以上所得者は2割もしくは3割」の記載がない。</p> <p>⑬従業者の勤務の体制(専従・兼務の別)について、記載がない。</p> <p>⑭通常の事業の実施地域についての記載が、実態と異なっている。</p> <p>⑮重要事項説明書の内容については文書により利用者へ説明し、同意の上で当該文書を交付しているとのことであったが、交付したことが書面で確認できない。</p>	<p>⑦料金表については、貴事業所利用にあたり想定されうる算定時間区分を過不足なく記載のこと。</p> <p>⑧運営規程の概要の一部(緊急時における対応方法及びその他運営に関する重要事項)について記載すること。</p> <p>⑨運営規程の概要の一部(事業の目的及び運営の方針並びにその他運営に関する重要事項)及び提供するサービスの第三者評価の実施状況について追記のこと。</p> <p>⑩サービス提供時間を実態に即した内容に訂正すること。</p> <p>⑪従業者の員数を、運営規程と整合するものに訂正すること。</p> <p>⑫利用料金の支払いについて、「一定以上所得者は2割もしくは3割」の記載をすること。</p> <p>⑬従業者の勤務の体制(専従・兼務の別)について、記載すること。</p> <p>⑭通常の事業の実施地域についての記載を、実態に即したものに訂正すること。</p> <p>⑮「説明し、同意の上で交付を受けました。」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面にて確認できるよう様式を調製すること。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営規程・重要事項説明書】	<p>⑯時間区分について「4時間～5時間、5時間～6時間、6時間～7時間、7時間～8時間」とされており、不十分な記載だった。</p> <p>⑰公的機関の苦情相談窓口として記載されている下関市及び山口県国民健康保険団体連合会の情報の記載に不十分な箇所がある。</p> <p>⑱事故発生時の対応とする記載事項には、貴事業所が現在加入する損害賠償責任保険にかかる記載のみとされており内容が不十分であった。</p> <p>⑲基本報酬について、貴事業所のサービス提供時間(7時間10分)では算定できない算定区分(8時間以上9時間未満)の記載がある。</p>	<p>⑯時間区分については「4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、7時間以上8時間未満」とし、分かりやすい記載とすること。</p> <p>⑰苦情相談窓口について、下関市及び山口県国民健康保険団体連合会に係る内容を以下の表記とすること。</p> <p>○下関市福祉部介護保険課事業者係 住 所 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階 T e l 083-231-1371 F a x 083-231-2743 受付日時 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>○山口県国民健康保険団体連合会 住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館 T e l 083-995-1010 F a x 083-934-3665 受付日時 午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>⑱利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合における貴事業所の対応について記載すること。</p> <p>⑲料金表については、貴事業所利用にあたり想定されうる算定時間区分を過不足なく記載のこと。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
運営	<p>【掲示】</p> <p>①貴事業所では重要事項説明書及び運営規程を掲示しているが、その記載内容に不十分な箇所がある。</p> <p>【通所介護計画】</p> <p>①通所介護計画書に一部利用者の署名がないものがある。聴取では全ての利用者に説明し同意を得て交付しているとのことであるが、当該利用者の場合は署名が漏れていたとの事であった。</p> <p>②計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況やその評価について、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、説明したことが書面にて確認できなかった。</p> <p>③1単位目のサービス提供終了時刻(12時)前であるにもかかわらず、玄関付近で、身支度を終え、送迎車に移動する準備を行っている利用者が多数見受けられた。聴取によると、送迎車の移動までが利用者にとっての機能訓練であり、その間従業員が付き添いや見守り等の介助を行っており、サービス提供時間として取り扱っているとのことであった。しかしながら、貴事業所の通所介護計画では、これらの行為をサービス提供の内容として認められる記載がなかった。</p>	<p>①指定通所介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程を掲示する場合は、今回の実地指導の指摘を改善のうえ、最新のものを掲示すること。なお、重要事項説明書には運営規程の概要及び従業員の勤務の体制等が含まれるため、重要事項説明書を掲示する場合は、運営規程の掲示を省略しても差し支えない。</p> <p>①説明し同意を得て交付したことが確認できるよう、利用者の署名は必ず得ること。</p> <p>②計画期間終了時等に、計画の目標及び内容について、その実施状況の記録や目標に対する評価を利用者又は家族に対して説明を行った場合はその旨を記録すること。</p> <p>③サービス提供時間とは、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間である。通所介護の基本方針に則り、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の一環として、整容を含む環境に適した衣類の調整や送迎車への移動について、その見守りや介助等を行うことをサービス提供の一部とすることは問題ない。ただし、これにかかる適切なサービス提供時間の取り扱いとすべく、所定の人員配置はもとより、当該介助等については援助内容として通所介護計画に明記することとし、このうえで、当該計画について利用者側に十分に説明し同意を得ること。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
運営	<p>④地域密着型通所介護計画の内容については、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているが、一部同意日の遅れが見受けられた。当該事例については、事前に口頭の同意を得ていたとのことであったが、口頭による同意日等の記録がなかった。</p> <p>⑤地域密着型通所介護計画について、目標や具体的なサービスの内容については記載されているが、サービスの提供を行う期間については設定されていない。</p> <p>⑥作成者の記載がない。</p> <p>⑦地域密着型通所介護計画について、サービス提供を行う曜日、時間の記載がなかった。</p> <p>【指定通所介護の具体的方針】</p> <p>①貴事業所では屋外でのサービスも提供されているが、利用者の地域密着型通所介護計画への位置付けが不十分である。</p> <p>【秘密保持等】</p> <p>①従業者として貴事業所に従事している法人代表者にかかる誓約書を徴取していない。</p> <p>【非常災害対策】</p> <p>①事業者側の説明では、避難訓練は実施しているとのことだが、その旨の記録がなかった。</p> <p>②非常災害対策に関するマニュアルについて、事業所休業の判断に関する記載がない。</p>	<p>④地域密着型通所介護計画に対する同意は、指定地域密着型通所介護提供前もしくは提供日までに得ること。また、同意後速やかに交付すること。なお、やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。</p> <p>⑤事業者は、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者が課題を解決し、目標を達成するための効果的なサービスを提供する必要があるため、当該計画の具体的な期間についても設定すること。</p> <p>⑥作成者について記載すること。</p> <p>⑦サービス提供を行う曜日、時間についても記載すること。</p> <p>①事業所の屋外でサービスを提供することで効果的な機能訓練等のサービスが提供できる旨を、あらかじめ地域密着型通所介護計画へ位置付けること。</p> <p>①秘密保持の誓約書については、従業者全員から徴取すること。</p> <p>①避難訓練を実施した際にはその旨を記録すること。</p> <p>②事業所休業の判断について、マニュアルで定めておくこと。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
運営	<p>③非常災害対策に関するマニュアル及び土砂災害に関する対応マニュアルを書面にて管理していなかった。</p> <p>④利用者の緊急連絡先一覧に不十分な箇所がある。</p> <p>【会計の区分】</p> <p>①現在の貴事業所の会計では、指定地域密着型通所介護事業とその他の事業(第一号通所事業)の収入額が把握できない。</p> <p>【勤務体制の確保等】</p> <p>①高齢者虐待に関する研修等について具体的に実施していない。</p> <p>②介護職員兼機能訓練指導員として勤務する従業員について、各職種における勤務開始及び終了時刻の記載がない。</p>	<p>③新規指定時に書面にて作成した非常災害対策マニュアルについては、以降の運営期間中においても、必要時に見直しを行う等により書面により管理し非常災害時に備えること。</p> <p>④利用者の病状急変その他必要な場合に速やかに連絡が取れるよう、主治医及び担当介護支援専門員の連絡先を記載すること。</p> <p>①指定地域密着型通所介護事業とその他の事業(第一号通所事業)について、次期より決算時にそれぞれの収入額が把握できるよう管理すること。</p> <p>①養介護事業の職務に携わる従業員の資質の向上のために、高齢者虐待防止に関連する研修に参加する、もしくは実施すること。</p> <p>②複数職種を兼務する従業員については、各職種における勤務開始及び終了時刻を記載すること。</p>
設備基準	<p>①届出上の機能訓練室以外の区画であるカラオケ室やシアター室においても機能訓練の一環としてサービス提供を行っている。</p> <p>②静養室に、利用者に飲み物を提供するための食器棚や冷蔵庫が設置されていた。飲み物の準備等はサービス提供時間外に行っており、サービス提供時間中における静養室への従業員の出入りはないとのことだが、静養する利用者の手に触れる範囲に食器等が設置されており、安全面及び効果的な静養という点において不十分な対応であった。</p>	<p>①現況に合わせて平面図の変更を行うこと。また、事業所の平面図の変更を行った場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。</p> <p>②静養室に設置する備品等については安全面を考慮し整理整頓を行い、効果的な静養に適した区画に整えること。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実施指導時の状況	指導内容
【設備基準】	③事務室が他サービス(居宅介護支援)の事務室も兼ねているが、当該事務室に保管されている個人別台帳に記された個人名について、一部視認できる状態となっていた。	③利用者の個人情報保護の観点から、利用者の個人情報に係る書類が視認できないよう、所定の措置を講ずること。
【報酬】	<p>【中山間地域等提供加算】</p> <p>①利用者の居宅が厚生労働大臣が定める地域に該当していないにもかかわらず、本算定を加算していた事例がある。</p> <p>【個別機能訓練加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】</p> <p>①個別機能訓練(Ⅱ)にかかる目標について、算定要件の趣旨に沿うものではなかった。</p> <p>②個別機能訓練に関する記録に「実施時間」及び「担当者」の記載がなかった。 「担当者」の記載について、実績の記録様式に設けられた担当者欄が空欄のまま処理されていた。事業者側の説明では、貴事業所には機能訓練指導員が1名のみ配置されており、算定要件から必然的に当該機能訓練指導員による担当となること、また、当該記録様式に設けられた「作成者(当該機能訓練指導員の記名があった)」が担当者を兼ねるという認識によるということであった。</p> <p>③実施時間の記載がない。</p>	<p>①所定の区域に居住しない利用者に対する当該加算の請求は不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整により自主返還を行うこと。また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。</p> <p>①個別機能訓練加算(Ⅱ)は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものである。このため、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ、具体的かつ分かりやすい目標を設定すること。</p> <p>②個別機能訓練の「実施時間」及び「担当者」は利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、利用者ごとに必ず記録すること。 なお、担当者となりうる従業者が1名の場合であっても、毎回の訓練が算定要件に沿うものであることを実績として書面にて残すため、毎回の実施の都度、記録を行うこと。</p> <p>③個別機能訓練に関する記録には、実施時間を記載すること。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
報酬	<p>④個別機能訓練加算(Ⅰ)で配置が求められている常勤の機能訓練指導員については、その氏名を毎回記録したものが算定根拠資料となっていたが、当該記録では、有資格の機能訓練指導員である貴法人代表者の氏名が記載された提供日があった。貴法人代表者については、通所介護事業とは別事業で、本市の業務である介護予防教室に講師として出席している旨を介護保険課においても把握していたところである。当該介護予防教室への出席日について、貴事業所が管理する算定根拠資料に照らしたところ、介護予防教室への出席日であったにもかかわらず、常勤の機能訓練指導員として貴事業所にて従事したとする記録が複数見受けられた。事業所側の説明では、当日について法人代表者は介護予防教室に参加していたということであり、実態を伴わない記録となっていた。しかしながら、本加算で定める常勤の機能訓練指導員については、当日の介護職員として配置された有資格者(有資格者であるため機能訓練指導員の職務に従事可能となる)の常勤従業者を対応させることにより、本加算の算定要件を満たしているという認識であった。なお、当日の確保すべき介護職員の勤務時間数について、法人代表の代わりに機能訓練指導員として従事した介護職員の勤務時間数を除いても所定の時間数を上回っているため人員基準は満たしている。</p> <p>⑤当該訓練にかかる内容について、「生活動作訓練(基本・応用動作含む)」と記載(印字)されているだけのものが多数あり、算定要件の趣旨としては不十分であった。</p>	<p>④結果的に人員配置に係る違反事由はなかったが、当該加算の算定に当たって、実態と異なる担当者を記載することは、サービス提供の虚偽の記録であり、行政処分の対象ともなりかねない事案である。</p> <p>今後は、サービス提供の記録の適正化及び介護報酬の請求の適正化の観点から、再発防止に努めること。</p> <p>⑤個別機能訓練加算(Ⅱ)は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものである。このうえで目標については、留意事項に定めるとおり、各利用者の意識の向上につながるよう可能な限り具体的かつ分かりやすい内容を記載すること。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
報酬	<p>⑥個別機能訓練加算(Ⅱ)に関して以下のとおり不十分な箇所がある。</p> <p>1.当該訓練にかかる目標について、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標が記載されておらず、算定要件の趣旨としては不十分であった。</p> <p>2.個別機能訓練の実施した時間の記載がない。</p> <p>3.機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成していたが、その後3月ごとに1回以上行う利用者の居宅への訪問を実施していなかった。</p> <p>【送迎を行わない場合についての減算について】</p> <p>①事業所が送迎を実施していない場合における減算を行っていたが、当日の送迎不要となった理由を記録していない事例があった。</p> <p>②事業所が送迎を実施していない場合における減算を行っていたが、当日の送迎を誰が行っていたかを記録していない事例がある。</p> <p>③同一建物減算が適用される利用者について当該減算にかかる記載がない。</p>	<p>⑥指導内容は以下のとおり。</p> <p>1.個別機能訓練加算(Ⅱ)は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものである。このうえで目標については、右記地密留意事項に定めるとおり、各利用者の意識の向上につながるよう可能な限り具体的かつ分かりやすい内容を記載すること。</p> <p>2.個別機能訓練に関する記録には、訓練を実施した時間を記載すること。</p> <p>3.個別機能訓練加算(Ⅱ)は、個別機能訓練計画の作成後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行うことが右記厚生労働大臣が定める基準の中に規定されており、当該規定を満たさず本加算を算定することは不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整等により自主返還を行うこと。また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。</p> <p>①請求の適正化の観点から、減算漏れを防ぐため送迎不要となった理由を記録すること。</p> <p>②請求の適正化の観点から、減算漏れを防ぐため送迎不要となった理由として、誰が送迎を行ったのかを記録すること。なお本事例については、原則は家族による送迎として貴事業所での利用を開始していたが、サービス提供前後の利用者の引き継ぎ先等の安全性の観点からも、毎回の送迎の対応者を記録する必要がある。</p> <p>③通所介護計画等への記載により、介護報酬の算定にあたっては当該減算が適用される旨を書面にて明らかにしておくこと。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
報酬	<p>【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】</p> <p>①加算の算定要件である所定の職員の割合について、各月における割合は算出していたが、当該割合から求める前年度の平均の割合について書面で確認することができなかった。</p> <p>②生活相談員を兼務する介護職員について、生活相談員の職務に専従した時間を、介護職員の職務の従事時間として取り扱い、常勤換算方法により当該割合を算出していた。</p>	<p>①算定要件に定める算定方法により、所定の割合を算出し、算定結果について任意の様式で提出すること。</p> <p>②平成28年度以降の貴事業所が届け出ている算定区分の算出結果を任意の様式で提出すること。本加算の介護職員の割合の算出にあたり、他の職種を兼務する介護職員については、介護職員以外の職種に従事した時間は除外するため、本事例では生活相談員を兼務する介護職員が生活相談員として専従した時間は除外し所定の割合を算出すること。なお、各年度において所定の要件を満たしていなかった場合、当該加算の請求は不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整により自主返還を行うこと。</p>

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

② 勤務形態一覧表に係る留意事項について

勤務形態一覧表の記載例を以下に示します。

(別紙4-1) 通所介護事業所 複数単位ある場合は単位ごとに作成のこと

△年○月分

職種	勤務形態	氏名	事業所名												〇〇デイサービス(2単位目)		備考 (兼務状況や資格を記入)									
			第1週				第2週				第3週				第4週			4週の週平均の 合計時間数	勤務時間数							
			4	5	6	...	23	24	25	26	27	28	29	30	31	...				23	24	25	26	27	28	
管理者	B	下関 一郎	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	160	40	〇〇訪問介護事業所管理者兼務
生活相談員	B	岩国 春子	①	※①	①	※①	※①	...	①	※①	①	①	①	①	研①	①	①	①	①	①	①	①	①	152	38	社会福祉士、 介護職員兼務
生活相談員	D	柳井 夏子	※②	①	※②	②	...	※②	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	介護福祉士、 介護職員兼務
看護職員	C	山口 雪	◎③	①	◎③	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	看護師
看護職員	D	周南	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	看護師、 機能訓練指導員兼務
看護職員	D	防府	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	看護師、 介護職員兼務
介護職員	A	長門	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
介護職員	B	下松	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	機能訓練指導員兼務
介護職員	C	萩 次郎	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
介護職員	D	宇部 桜子	①	①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	機能訓練指導員兼務

人員基準上で求められている従業者は全員記載すること。

勤務時間により配置人数が異なる職種があるため、外部研修等で事業所内でのサービス提供に従事しない時間を明確にし、その時間は勤務時間から除外すること

管理者が他の事業所の管理者を兼務する場合は、その事業所名も記載すること。

勤務時間数、休憩時間の取得等については労働関係法規を遵守すること。

兼務する職種は全て記載すること。

「A~D」、「①~④」についても、それらが示す勤務形態及び勤務時間等を明記すること。

※：専従する生活相談員
◎：看護職員の職務を担当する従業者
研：研修日

勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：非常勤で専従 D：非常勤で兼務
 勤務時間の区分 ① 8：30~17：30 ② 9：00~16：00 ③ 9：00~12：00 ④ 13：00~16：00 休日：空欄

従業者の人員配置が、勤務予定どおりであったかどうかにかかわらず、各サービス提供日において、各従業者が従事した職種、また勤務時間について、業務日誌等に記録するようお願いいたします。なお、従業者が一日で複数の職種（例えば看護職員及び機能訓練指導員等）に従事する場合は、それぞれの職種に従事した時間を分けて記録してください。

また、従業者の員数については、運営規程においても定めておくべき事項です。人事異動等により勤務形態一覧表の修正が必要となった場合は、上記例を参考に遺漏のないよう作成の上、運営規程における従業者の員数の記載内容と必ず整合を図ってください。(運営規程に変更が生じた場合は10日以内に変更届をご提出ください。)

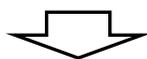
なお、従業者の員数の変更による運営規程の変更については、「平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導」資料22ページもご参照ください。

③ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場 合の取扱いについて

高齢者が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるように、一定の条件下で介護保険サービスと組み合わせて提供することが可能となった保険外サービスについて、厚生労働省より通知^(注1)が発出されていますのでご確認ください。

これまでは

- ・理美容サービス
- ・緊急時の医療機関受診（併設医療機関）



通所介護^(注2)と組み合わせて提供が可能となった保険外サービス

- ①事業所内において、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血を行うこと
- ②利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと^(注3)
- ③物販・移動販売やレンタルサービス
- ④買い物等代行サービス

※遵守する条件（共通事項）

- ・契約の締結に当たり、通所介護とは別に、保険外サービスについても運営規程を定め明確に区分すること。
- ・保険外サービスの内容、提供時間、料金等を文書として記録し、利用者に対して文書をもって丁寧に説明を行い、利用者の同意を得ること。
- ・契約の締結前後に、利用者の担当の介護支援専門員に対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること。
- ・通所介護の利用料とは別に費用請求すること。また、会計を別にすること。
- ・通所介護の提供時間には保険外サービスに要した時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護として取り扱うこと。
- ・通所介護事業所の職員以外が保険外サービスを提供する場合には、利用者の安全性を確保する観点から、当該提供主体との間で、事故発生時における対応方法を明確にすること。
- ・提供した保険外サービスに関する利用者等からの苦情に対応するため、苦情

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

<p>を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講じること。(通所介護の苦情対応窓口を活用可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業者は、利用者に対して特定の保険外サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該保険外サービス事業者から金品その他の財産上の収益を収受してはならない。
<p>①についての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法等^(注4)の関係法規を遵守すること。 <p>※鍼灸や柔道整復等の施術を行うことは不可。無資格者によるマッサージの提供は禁止。</p>
<p>②についての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所の職員が同行支援等の保険外サービスを提供する場合には、当該保険外サービスの提供に要した時間を当該職員が通所介護に従事する時間から除外した上で、通所介護事業所の人員配置基準を満たすこと。 ・道路運送法や医療法等の関係法規を遵守すること。 ・医療機関への受診同行については、健康保険法及び保険医療機関及び保険医療養担当規則の趣旨を踏まえると、利用者個人のニーズにも関わらず、複数の利用者を一律にまとめて同行支援するようなサービスを提供することは、適当ではない。
<p>③についての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活に必要な日用品や食料品・食材ではなく、例えば高額な商品を販売しようとする場合には、あらかじめその旨を利用者の家族や介護支援専門員に対して連絡すること。認知機能が低下している利用者に対しては、高額な商品等の販売は行わないこと。
<p>④についての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎時に行う場合。「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」(平成30年9月28日付け国土交通省自動車局旅客課より)

(注1)「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」(平成30年9月28日付厚生労働省より)

(注2)(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護も同様である。

(注3)機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出以外に、利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援するものである。外出中には、利用者の希望に応じた多様な分野の活動に参加することが可能である。

(注4)事業所内において巡回健診等を行う場合は「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」(平成27年3月31日付医政発0331第11号)を遵守すること。

④ 事業所の屋外でのサービスについて

通所系サービス^(注1)は事業所内でのサービス提供が原則ですが、事業所の屋外でのサービス提供については、厚生労働省の通知において、その取扱方針が示されております。

また、下関市においても、平成26年6月5日付下介第1167号「通所系サービスにおける事業所の屋外でのサービス提供について」でお示ししているところですが、多くの事業所から、その取り扱いの適否について問い合わせをいただいています。

つきましては、問い合わせが多い下記内容について、参考までに下関市としての適否に係る見解を整理しましたのでお知らせいたします。

既に実施されている屋外でのサービスにつきましては、引き続き、厚生労働省の通知及び下介第1167号等をご留意のうえ、適切に実施してください。

また、今後、運営等省令基準(解釈通知)により取り扱い等が示された場合、その内容によっては変更等が生じることが考えられますので、あらかじめ申し添えます。

下関市の見解(考え方の参考とするもの)

○屋外でのサービスに伴う飲食 原則

飲食店内での飲食については、介護報酬で評価される屋外でのサービス中に、利用者が、飲食代として金銭を支払い、介護サービス以外の別サービス(飲食店員からの配膳等)を受けることとなってしまいます。また、屋外でのサービスを通じて、介護従業者の見守り・介助を行うことが困難になることや、店内で事故が生じた場合等に責任の所在が曖昧になることが考えられます。

ただし、利用者の水分補給等のため、出店やお弁当を利用した飲食については適。(店側は調理するのみで、配膳以降のサービスは介護従業者が行うこととなり、屋外でのサービスを通じて、サービス提供主体が介護従業者のみで、責任の所在も明確であるため。)

○施設見学(果物狩り等の体験型を含む)

美術館や観光農園等の施設内では、介護報酬で評価される屋外でのサービ

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

ス中に、利用者が、施設代として金銭を支払い、介護サービス以外の別サービスを受けることとなってしまいます。また、屋外でのサービスを通じて、介護従業者の見守り・介助を行うことが困難になることや、施設内で事故が生じた場合等に責任の所在が曖昧になることが考えられます。

○地域での社会参加活動（地域の行事等も含む）への参加

地域住民との交流や公園の清掃活動等。また、地域の祭りや消火訓練への参加等を想定。

利用者の自立支援や生活の質の向上を目的としたサービスの一環として、「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」（平成30年7月27日付け厚生労働省発出の事務連絡）を遵守すること。

(注1) 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護及び(介護予防) 通所リハビリテーション

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

- イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
- ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

厚生労働省通知「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日付老企第25号)より

ア) 屋外サービス

- ① 機能訓練の範囲として年間事業計画・通所介護計画に位置付けられていること。
- ② 自立支援に効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
- ③ 外出頻度の目安が、年間事業計画に位置付けられる程度(概ね月1回)であること。
- ④ 外出場所の目安が、車等により片道20分程度で移動できる範囲(屋外サービスの時間は概ね2時間以内)であること。

イ) 日課の機能訓練の一環として行う事業所屋外での訓練

- ① 事業所に隣接する敷地における訓練であること。
- ② 上記①の場合であって、全行程(事業所を出てから事業所に戻るまで)において、徒歩や車いすによる機能訓練であること。

[留意事項]

- ・ア) 及び イ) のいずれの場合においても、人員配置について、事業所内の利用者には、事業所内の利用者数に応じた人員配置基準上必要とされる職員数を配置すること。屋外サービス利用者には、その人数を勘案し、安全に配慮した職員数を配置のこと。
- ・居宅サービス計画に位置付けようのない、単なる行楽(日帰り旅行等)や物資購入を目的とした外出は認められない。
- ・外出先への直行直帰のサービス形態は、いかなる場合も算定できない。

「通所系サービスにおける事業所の屋外でのサービス提供について」(平成26年6月5日付下介第1167号)より

⑤ 通所介護計画書^(注1)の期間について

通所介護計画書では、通所介護計画の期間を設定し当該書面へ記載することを本市の指導基準としており、もっとも望ましい期間の設定は、居宅サービス計画における短期目標の期間内とすることです。これは、居宅サービス計画の短期目標を達成するために必要なサービスとして、通所介護サービスが位置づけられていることによるものです。

しかしながら、現在発出済みの関係通知において、通所介護計画における期間についての具体的な定めがないこと^(注2)、また居宅サービス計画における短期目標が段階的であるとはいえ、同計画の長期目標の達成のために設定されるものであることを踏まえ、以下の運用とする場合は、居宅サービス計画の(短期目標の期間を越えて)長期目標の期間内で設定することが可能です。

○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法

①居宅サービス計画の短期目標の期間終了に伴う居宅サービス計画の見直しの結果(居宅サービスの内容の変更、短期目標の更新のみ等)をもとに、現在の通所介護計画が当該見直しの結果の内容に沿うものか確認する。

確認した結果・・・

②現在の通所介護計画の変更を要す場合

③変更を要さない場合



現在の通所介護計画は終了することとし次期計画を作成する。

- ・終了となる通所介護計画については評価を行い、評価内容は利用者側に説明のうえ説明した旨を事業所側にて記録すること。
- ・次期計画についても利用者への説明、同意及び交付の手続きが必要。

現在の通所介護計画の継続が可能である。

- ・居宅サービス計画の短期目標の期間終了に伴う通所介護計画の確認を行った結果、変更を要しないため、引き続き現在の通所介護計画を継続する旨を事業所側にて記録しておくこと。

○通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合

解釈通知^(注3)では、通所介護計画書は居宅サービス計画に沿って作成されるべきであり、通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

該通所介護計画が居宅サービス計画に沿うものか確認のうえ必要に応じ変更する旨が示されています。

変更の必要がない場合は、そのまま継続することが可能であると解釈できることから、これに基づく取り扱いとして、前述の「○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法」のとおり、対応することとなります。

○補足

通所介護計画は、その期間中いずれの時点においても同時点での居宅サービス計画の内容に沿うものであるべきものです。通所介護計画の期間を居宅サービス計画の短期目標の期間内で設定した場合においても、居宅サービスに変更等が生じた場合は、期間終了前であっても、前述の「○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法」のとおり、対応することとなります。

(注1) 地域密着型通所介護計画書、(介護予防)認知症対応型通所介護計画書を含む

(注2) 通知「通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)における参考様式(別紙様式4)では、長期目標及び短期目標が設定され、それぞれの目標において設定日及び達成予定日を設定し、また、「サービス提供内容」欄にて期間を記載する様式となっている。

(注3) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)

⑥ 通所介護計画書^(注1)における見え消しでの訂正が可能なものについて、具体的にどういったものがあるか？

通所介護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならないとされており、居宅サービス計画に変更が生じた場合は、原則は、通所介護計画にも変更が生じるため、次期通所介護計画書の作成が必要です。

なお、居宅サービス計画の変更のうち、通所介護計画書における見え消しでの訂正が可能なものについて具体例及び記録すべき必要事項を列挙しますのでご確認ください。

【具体例】

① サービス提供の曜日変更及びサービス提供の回数変更

例) 毎週月曜日に利用していた通所介護を、利用者等の希望により、毎週木曜日に変更する。

② 1回の利用時間の変更

例) 毎週水曜日9時～15時に利用していた通所介護を、利用者等の希望により、毎週水曜日9時～17時に変更する。

③ 上記①及び②の変更が確定しない間の臨時的、一時的な利用の場合

①及び②のいずれにおいても、原則は、通所介護計画書に変更が生じるため、次期計画書の作成が必要です。しかし、当該変更が居宅サービス計画の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当すると担当する居宅介護支援専門員が判断した場合は、次期計画書の作成に代え、現在の通所介護計画書への見え消しによる変更により対応することが可能です。

なお、軽微な変更への該当の適否は、介護支援専門員の判断を必要とします。居宅サービス計画書上で軽微な変更である旨が明確に示されていない場合は、必ず介護支援専門員へ確認することとしてください。

【①及び②の記録における必要事項】

上記の軽微な変更に基づき、次期計画書の作成に代え、現在の通所介護計画書への見え消しによる変更する場合は以下のとおり行うこととしてください。

(ア) 現在の通所介護計画書の該当箇所を見え消しにより変更し、変更が適

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、5、8
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

用される時期を記載する。

(イ) 当該変更について利用者側へ説明し同意を得た後、当該計画書又は事業所で記録する他の書類にその旨を記載する。

(ウ) 利用者側が保管している通所介護計画書についても(ア)の対応を行うこと。なお、利用者側が当該計画書を紛失等の場合は、(ア)により見え消しで変更した事業所側の通所介護計画書の写し((イ)の記録済みのもの)を利用者側に交付すること。

※(イ)については、それに相当する内容として、事業所が判断した記録内容であれば可としている。

③の臨時的、一時的な利用について、介護支援専門員が軽微な変更該当すると判断した場合における居宅サービス計画の取り扱いに関しては、その変更が継続的なものではないことから、当該居宅サービス計画への見え消し等による変更は不要とされています。

これに伴い、通所介護における現在の指導基準においても、その利用方法が確定しない間における通所介護計画への反映(次期計画の作成や現在の計画書への見え消しによる変更)は不要としており、また確定させるまでの期間(計画へ反映させるまでの期間)の目安等も示しておりません。

ただし、この期間中は、現在の計画に位置付けのない当該利用方法が臨時的あるいは一時的なものであることを利用者側との共有認識としたうえで、担当の介護支援専門員とのより密接な連携を図ることとしてください。

(注1) 地域密着型通所介護計画書、(介護予防)認知症対応型通所介護計画書を含む